

新型コロナウイルス感染症流行時の病児保育利用について

以下の項目に該当する場合は利用不可とさせていただきます

- ① 2週間以内に県外への移動歴、県外者との接触歴がある場合
- ② 2週間以内に16歳以上の家族、身近にいる大人に発熱または咳の症状がある場合
- ③ 利用児童が、新型コロナウイルス感染症と確定した場合
- ④ 利用児童が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となっている場合
- ⑤ 利用児童家族が、新型コロナウイルス感染症と診断させている場合
- ⑥ 利用児童家族が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となっている場合



病児保育かるがも



社会医療法人同愛会

博愛こども発達・
在宅支援クリニック